　橋本市指定特定相談支援事業者

　　橋本市指定障害児相談支援事業者

自主点検表兼指導調書

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所番号  （指定特定相談支援事業所） |  |
| 事業所番号  （指定障害児相談支援事業所） |  |
| 作成日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 対象期間 | 令和　年　月　日　から　令和　年　月　日　まで |
| 作成者（職・氏名） |  |

１．指定特定相談支援事業者・指定特定相談支援事業所の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業者の概要 | フリガナ  名　称 |  |
| 法人である場合はその種別 |  |
| 主たる事務所の所在地 |  |
| 代表者の職・氏名 |  |
| 代表者の住所 |  |
| 事業所の概要 | フリガナ  名　称 |  |
| 所在地 |  |
| 指定年月日 |  |
| 指定している市町村名 |  |
| 管理者の氏名 |  |
| 相談支援専門員の氏名 |  |

２．指定特定相談支援事業者の障害福祉サービス事業所・障害者支援施設・障害児通所支援事業所一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 障害福祉サービス事業所等の名称 | 障害福祉サービスの種類 |
| 1 |  |  |
| 2 |  |  |
| 3 |  |  |
| 4 |  |  |
| 5 |  |  |
| 6 |  |  |
| 7 |  |  |
| 8 |  |  |
| 9 |  |  |
| 10 |  |  |

※同一事業者の中で、対象となる指定特定相談支援事業所以外の障害福祉サービス事業所、障害者

　支援施設、障害児通所支援事業所があればその事業所の名称及び種類を記載してください。

※行が不足する場合は、適宜追加してください。

※別紙印刷物により提出する場合は、上部に資料の項目番号及び項目名を記入してください。

３．利用者の名簿

別紙印刷物の上部に「３．利用者の名簿」を記入して、五十音順により提出してください。

橋本市以外の利用者は、氏名を利用者の支給決定市町村名にしてください。

４．加算の請求状況

別紙印刷物の上部に「４．加算の請求状況」を記入して、提出してください。

５．添付資料（書類一覧No.）

１．運営規程（２）

２．重要事項説明書（３）

３．組織体制図（５）

４．従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（６）

５．利用者等の個人情報利用の同意書（１５）

６．計画相談支援利用契約書（１６）

７．平面図（２８）

８．緊急時対応に関する記録（３０）

　　９．非常災害対策に関する記録（３１）

　１０．事故発生時に関する記録（３２）

　１１．虐待防止・人権擁護に関する記録（３３）

　１２．苦情に関する記録（３４）

　１３．業務継続計画（感染症・非常災害）（３５）

　１４．ハラスメント対策（３６）

　１５．研修に関する記録（３７）

６．書類一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 書類の名称 | 備考 | 確認欄 |
| 1 | 市に提出した指定申請書等の書類の控え | 申請書、変更届、届出書等の控え（新規・更新・変更・終了・加算等） | □有・□無 |
| 2 | 運営規程 |  | □有・□無 |
| 3 | 重要事項説明書 |  | □有・□無 |
| 4 | 就業規則 |  | □有・□無 |
| 5 | 組織体制図 |  | □有・□無 |
| 6 | 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 |  | □有・□無 |
| 7 | 従業者の雇用契約関係書類 |  | □有・□無 |
| 8 | 従業者の出勤状況を確認できる資料 | タイムカード等 | □有・□無 |
| 9 | 従業者の給与台帳 |  | □有・□無 |
| 10 | 従業者の秘密保持の確認書類 | 誓約書等 | □有・□無 |
| 11 | 相談支援専門員の身分証 | 写し | □有・□無 |
| 12 | 相談支援従事者研修の修了証書 |  | □有・□無 |
| 13 | 利用者の名簿 |  | □有・□無 |
| 14 | 障害福祉サービス受給者証の写し |  | □有・□無 |
| 15 | 利用者等の個人情報利用の同意書 |  | □有・□無 |
| 16 | 計画相談支援利用契約書 |  | □有・□無 |
| 17 | サービス等利用計画案の控え等 | 週間計画表添付 | □有・□無 |
| 18 | 申請者の現状（基本情報）の控え等 | サービス等利用計画案の別紙1・2 | □有・□無 |
| 19 | サービス等利用計画の控え等 | 週間計画表添付 | □有・□無 |
| 20 | モニタリング報告書の控え等 | 継続サービス利用支援に関する物 | □有・□無 |
| 21 | サービス担当者会議等の記録 |  | □有・□無 |
| 22 | 利用者等へ渡す明細書・領収書・通知書等の控え |  | □有・□無 |
| 23 | 計画相談支援給付費の請求に関する書類 |  | □有・□無 |
| 24 | 法定代理受領を行わない場合のサービス提供証明書 | 写し | □有・□無 |
| 25 | 相談支援台帳 |  | □有・□無 |
| 26 | 業務日誌 |  | □有・□無 |
| 27 | 収支決算書 | 会計に関する記録 | □有・□無 |
| 28 | 平面図 |  | □有・□無 |
| 29 | 設備・備品台帳 | 消火設備 | □有・□無 |
| 30 | 緊急時対応に関する記録 |  | □有・□無 |
| 31 | 非常災害対策に関する記録 | 災害対策推進員、訓練、点検 | □有・□無 |
| 32 | 事故発生時に関する記録 |  | □有・□無 |
| 33 | 虐待防止・人権擁護に関する記録 | 人権擁護推進員、虐待防止委員会 | □有・□無 |
| 34 | 苦情に関する記録 | 苦情受付窓口 | □有・□無 |
| 35 | 業務継続計画（感染症・非常災害） | 研修、訓練 | □有・□無 |
| 36 | ハラスメント対策 | 方針 | □有・□無 |
| 37 | 研修に関する記録 | 採用時研修、継続研修 | □有・□無 |
| 38 | 各種加算に係る届出書 | 控え | □有・□無 |
| 39 | 各種加算基準の遵守に関する記録 |  | □有・□無 |
| 40 | 当該事業所の広告物 | チラシ、ホームページの写し等 | □有・□無 |

７．指定障害児相談支援事業者が読み替える表中の語句

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No | 読み替える表中の語句 | |
| 読み替え前 | 読み替え後 |
| 1 | 指定特定相談支援事業者 | 指定障害児相談支援事業者 |
| 2 | 指定特定相談支援事業所 | 指定障害児相談支援事業所 |
| 3 | 計画相談支援 | 障害児相談支援 |
| 4 | サービス等利用計画 | 障害児支援利用計画 |
| 5 | サービス等利用計画案 | 障害児支援利用計画案 |
| 6 | サービス利用支援 | 障害児支援利用援助 |
| 7 | 利用者 | 利用者の保護者 |
| 8 | 障害福祉サービス | 障害児通所支援 |
| 9 | 障害福祉サービス受給者証 | 通所受給者証 |

※「障害福祉サービス等」とは障害福祉サービスに「障害児通所支援」及び「地域相談支援」を含み、

「利用者等」とは利用者に「利用者の保護者」を含むものとします。

８．法律・省令・告示の略称

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 略称 | 法律・省令・告示の名称等 |
| 1 | 総合支援法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号) |
| 2 | 児福法 | 児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号) |
| 3 | 社福法 | 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号） |
| 4 | 介保法 | 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号） |
| 5 | 規則第11号 | 児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生省令第11号） |
| 6 | 規則第19号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年2月28日厚生労働省令第19号) |
| 7 | 省令第28号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28号) |
| 8 | 省令第29号 | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第29号) |
| 9 | [告示第125号](#基本事項) | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第125号) |
| 10 | [告示第126号](#基本事項) | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第126号) |
| 11 | [告示第128号](#一単位の単価) | こども家庭庁長官が定める一単位の単価(平成24年3月14日厚生労働省告示第128号) |
| 12 | [告示第176号](#告示第176号) | 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域(平成21年3月30日厚生労働省告示第176号) |
| 13 | [告示第180号](#告示第180号) | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月27日厚生労働省告示第180号) |
| 14 | [告示第181号](#告示第181号第1号) | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月27日厚生労働省告示第181号) |
| 15 | [告示第233号](#告示第181号第1号) | 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域（平成24年3月30日厚生労働省告示第233号） |
| 16 | [告示第539号](#一単位の単価) | こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年9月29日厚生労働省告示第539号) |
| 17 | 省令第16号 | 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号） |
| 18 | 省令  第1031001号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号） |

第１　基本方針　（総合支援法第51条の24、児福法第24条の31、省令第28号・省令第29号　第2条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定計画相談支援の事業は、利用者又は利用者の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われているか。 | 行っている  行っていない | 運営規程  サービス等利用計画  ケース記録 | □可  □否 |
| ②指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。 | 行っている  行っていない | 運営規程  サービス等利用計画  ケース記録 | □可  □否 |
| ③指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(福祉サービス等)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。 | 行っている  行っていない | 運営規程  サービス等利用計画  ケース記録 | □可  □否 |
| ④指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービスを行う者に不当に偏ることのないように、公正中立に行っているか。 | 行っている  行っていない | 運営規程  サービス等利用計画  ケース記録 | □可  □否 |
| ⑤指定特定相談支援事業者は、市町村や障害福祉サービス事業を行う者、介保法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、介保法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。 | 努めている  努めていない | 関係者と連携を図って必要な社会資源を活用して支援していることが分かる書類 | □可  □否 |
| ⑥指定特定相談支援事業者は、利用者が指定計画相談支援を利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めているか。 | 努めている  努めていない | 自己評価資料  自己評価結果を改善に繋げていることが分かる記録 | □可  □否 |
| ⑦指定特定相談支援事業者は、自らその提供する相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 図っている  図っていない | 運営規程  研修計画、研修実施記録 | □可  □否 |
| ⑧指定特定相談支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | 講じている  講じていない | 虐待防止関係書類  運営規程 | □可  □否 |
| ⑨指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めているか。 | 努めている  努めていない | 適正な援助をしたことが分かる書類、福祉サービス等の提供者との連携したことが分かる書類 | □可  □否 |

第２　人員に関する基準

（１）従業者　（総合支援法第51条の24第1項、児福法第24条の31、省令第28号・省令第29号　第3条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を置いているか。  ただし、指定計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 | 専従の相談支援専門員を置いている  兼務の相談支援専門員を置いている  →当該業務に支障はない  →当該業務に支障がある | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  勤務体制一覧表  相談支援従事者  研修の修了証書  の写し等 | □可  □否 |
| ②①に規定する相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障がい者等の数（当該指定特定相談支援事業者が、指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定計画相談支援の事業における計画相談支援対象障がい者等の数及び指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者の数の合計数）が３５又はその端数を増すごとに１となっているか。 | なっている  なっていない | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  勤務体制一覧表  相談支援従事者  研修の修了証書  の写し等  計画相談支援対象障がい者等の数が分かる書類 | □可  □否 |
| ③②に規定する計画相談支援対象障がい者等の数は、前６月の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数となっているか。 | なっている  なっていない | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  勤務体制一覧表  相談支援従事者  研修の修了証書  の写し等  計画相談支援対象障がい者等の数が分かる書類 | □可  □否 |

（２）管理者　（総合支援法第51条の24第1項、児福法第24条の31、省令第28号・省令第29号　第4条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。  ただし、指定特定相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 | 専従の管理者を置いている  兼務の管理者を置いている  →当該事業所の管理上支障はない  　→当該事業所の管理上支障がある | 管理者の雇用形態が分かる書類  勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  相談支援従事者  研修の修了証書  の写し等  勤務体制一覧表 | □可  □否 |

（３）従たる事業所を設置する場合における特例　（総合支援法第51条の24第1項、児福法第24条の31、省令第28号・省令第29号　第4条の2）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合においては、主たる事業所及び従たる事業所のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員が配置されているか。 | 設置していない  設置している  →配属されている  　→配属されていない | 各事業所の従業者名簿  相談支援従事者  研修の修了証書  の写し等 | □可  □否 |

第３　運営に関する基準

（１）内容及び手続の説明及び同意　（総合支援法第51条の24、児福法第24条の31、省令第28号・省令第29号　第5条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、利用者等が指定計画相談支援の利用の申込みがあったときは、障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定計画相談支援の提供の開始について同意を得ているか。 | 適切に行っている  適切に行っていない  該当なし | 重要事項説明書  計画相談支援利用契約書 | □可  □否 |
| ②指定特定相談支援事業者は、社福法第77条の規定（利用契約の成立時の書面の交付）に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。  (例)視覚に障がいのある人に書類を読み上げるなど | 配慮している  配慮していな  　い  該当なし | 重要事項説明書  計画相談支援利用契約書  業務日誌 | □可  □否 |

（２）契約内容の報告等　（総合支援法第51条の24、児福法第24条の31、省令第28号・省令第29号　第6条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 | 報告している  報告していな  　い  該当なし | 契約内容報告書の写し  業務日誌 | □可  □否 |
| ②指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しているか。 | 提出している  提出していな  　い  該当なし | サービス等利用計画の写し  業務日誌 | □可  □否 |

（３）提供拒否の禁止　（総合支援法第51条の24、児福法第24条の31、省令第28号・省令第29号　第7条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。  ※正当な理由  1.当該指定特定相談支援事業所の現員からは利用申込みに応じきられない場合  2.利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合  3.当該事業所の運営規程において主たる対象とする障がいの種類を定めている場合であって、これに該当しない人から利用申し込みがあった場合  4.その他利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難な場合 | 拒んでいない  拒んでいる  →（その理由の  番号：　　）  該当なし | 業務日誌 | □可  □否 |

（４）サービス提供困難時の対応　（総合支援法第51条の24、児福法第24条の31、省令第28号・省令第29号　第8条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定計画相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 講じている  講じていない  該当なし | 業務日誌 | □可  □否 |

（５）受給資格の確認　（総合支援法第51条の24、児福法第24条の31、省令第28号・省令第29号　第9条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 【計画相談支援】  指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その人の提示する障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、総合支援法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間（以後、「モニタリング期間ごと」という。）、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等を確かめているか。  【障害児相談支援】  指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、児福法第6条の2の2第8項に規定する児童福祉法施行規則で定める期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | 確かめている  確かめていな  　い  該当なし | 障害福祉サービス受給者証の写し | □可  □否 |

（６）支給決定又は地域相談支援給付決定、通所給付決定の申請に係る援助　（総合支援法第51条の24、児福法第24条の31、省令第28号・省令第29号　第10条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 指定特定相談支援事業者は、障害福祉サービス支給又は地域相談支援給付の決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。 | 行っている  行っていない  該当なし | 業務日誌 | □可  □否 |

（７）身分を証する書類の携行　（総合支援法第51条の24、児福法第24条の31、省令第28号・省令第29号　第11条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 指定特定相談支援事業者は、相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべきことを指導しているか。 | 適切に行っている  適切に行っていない | 相談支援専門員の身分証の写し  業務日誌 | □可  □否 |

（８）計画相談支援給付費の額等の受領　（総合支援法第51条の24、児福法第24条の31、省令第28号・省令第29号　第12条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象の利用者等から総合支援法第51条の17第2項（指定障害児相談支援事業者の場合は児福法第24条の26第2項）に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額）の支払を受けているか。 | 受けている  受けていない  該当なし | 請求書（控え）  領収書（控え） | □可  □否 |
| ②指定特定相談支援事業者は、①の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障がい者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けているか。 | 受けている  受けていない  該当なし | 運営規定  重要事項説明書  計画相談支援利用契約書  請求書（控え）  領収書（控え） | □可  □否 |
| ③指定特定相談支援事業者は、（8）①・②の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った利用者に対し交付しているか。 | 交付している  交付していな  　い  該当なし | 領収書（控え） | □可  □否 |
| ④指定特定相談支援事業者は、（8）②の交通費については、あらかじめ、計画相談支援対象障がい者等に対し、その額について説明を行い、計画相談支援対象障がい者等の同意を得ているか。 | 得ている  得ていない  該当なし | 重要事項説明書  計画相談支援利用契約書 | □可  □否 |

（９）利用者負担額に係る管理　（総合支援法第51条の24、児福法第24条の31、省令第28号・省令第29号　第13条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を提供している利用者が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた障害福祉サービスにつき利用者負担額合計額を算定しているか。  この場合において、指定特定相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者とサービス等を提供した障害福祉サービス等の事業者に通知しているか。 | 算定あり  →適切に行っている  →適切に行っていない  算定なし | 通知書（控え） | □可  □否 |

（１０）計画相談支援給付費の額に係る通知等　（総合支援法第51条の24、児福法第24条の31、省令第28号・省令第29号　第14条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、法定代理受領により指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者等に計画相談支援給付費の額を通知しているか。 | 通知している  通知していな  　い  該当なし | 通知書（控え） | □可  □否 |
| ②指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に交付しているか。 | 交付している  交付していな  　い  該当なし | サービス提供証明書（控え） | □可  □否 |

（１１）指定計画相談支援の具体的取扱方針　（総合支援法第51条の24、児福法第24条の31、省令第28号・省令第29号　第15条）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | | [市記入欄](#目次) |
| （１）指定計画相談支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによっているか。 |  |  | |  |
| ①指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させているか。 | 担当させている  担当させていない | サービス等利用計画案  申請者の現状（基本情報）  サービス等利用計画  モニタリング報告書 | | □可  □否 |
| ②指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 | 配慮している  配慮していない  該当なし | 業務日誌 | | □可  □否 |
| ③指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障がいを有する人又は同じ障がいを有する障がい児の家族による支援等適切な手法を通じて行っているか。 | 行っている  行っていない  該当なし | 業務日誌 | | □可  □否 |
| （２）指定計画相談支援における指定サービス利用支援の方針は、第1に規定する基本方針及び(１)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。 |  |  |  | |
| ①相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。 | 努めている  努めていない  該当なし | サービス等利用計画  アセスメントを実施した記録 | □可  □否 | |
| ②相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用を行なえるようにしているか。 | 行っている  行っていない  該当なし | サービス等利用計画  アセスメントを実施した記録  モニタリングを実施した記録 | □可  □否 | |
| ③相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、サービス等利用計画上に位置付けるよう努めているか。 | 努めている  努めていない  該当なし | サービス等利用計画  アセスメントを実施した記録  モニタリングを実施した記録  地域住民の自発的な活動によるサービス等を利用していることが分かる書類等 | □可  □否 | |
| ④相談支援専門員は、サービス等利用計画の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。 | 提供している  提供していな  　い  該当なし | 業務日誌 | □可  □否 | |
| ⑤相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以後、「アセスメント」という。）を行なっているか。 | 行っている  行っていない  該当なし | サービス等利用計画  アセスメントを実施した記録 | □可  □否 | |
| ⑥相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。 | 把握している  把握していない  該当なし | アセスメントを実施した記録  面接記録 | □可  □否 | |
| ⑦相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しているか。相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | 適切に行っている  適切に行っていない  該当なし | サービス等利用計画  業務日誌 | □可  □否 | |
| ⑧相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、モニタリング期間ごとに係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しているか。 | 作成している  作成していな  　い  該当なし | サービス等利用計画  モニタリングを実施した記録 | □可  □否 | |
| ⑨　相談支援専門員は、サービス等利用計画案に総合支援法第5条第8項に定める短期入所を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしているか。 | 超えないようにしている  超えないようにしていない  該当なし | サービス等利用計画 | □可  □否 | |
| ⑩相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、総合支援法第19条第1項に規定する介護給付費等又は児福法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容を利用者等又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ているか。 | 得ている  得ていない  該当なし | サービス等利用計画案  業務日誌 | □可  □否 | |
| ⑪相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際に、サービス等利用計画案を利用者等に交付しているか。 | 交付している  交付していな  　い  該当なし | サービス等利用計画案  サービス担当者会議記録  アセスメントに関する記録  モニタリングに関する記録 | □可  □否 | |
| ⑫相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（テレビ電話装置等の活用可能。）の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認した上で、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 | 求めている  求めていない  該当なし | サービス等利用計画  サービス担当者会議記録  業務日誌 | □可  □否 | |
| ⑬相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ているか。 | 適切に行っている  適切に行っていない  該当なし | サービス等利用計画案  業務日誌 | □可  □否 | |
| ⑭相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しているか。 | 交付している  交付していな  　い  該当なし | サービス等利用計画  業務日誌 | □可  □否 | |
| （３）指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援の方針は、第1に規定する基本方針、(11)及び(12)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。 |  |  |  | |
| ①相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、その計画の実施状況の把握（以後、「モニタリン　グ」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、地域相談支援給付決定又は通所給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、申請の勧奨を行なっているか。 | 行っている  行っていない  該当なし | アセスメントに関する記録  モニタリング報告書  事業者等と連絡調整した記録  申請の勧奨をした記録 | □可  □否 | |
| ②相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う　者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しているか。 | 適切に行っている  適切に行っていない  該当なし | アセスメントに関する記録  モニタリング報告書  面接記録  経過記録 | □可  □否 | |
| ③相談支援専門員は、「（11）指定計画相談支援の具体的取扱方針」（2）①から⑧まで及び⑪から⑬までの規定は、（13）に規定するサービス等利用計画の変更について準用しているか。 | 準用している  準用していな  　い  該当なし | 同準用項目と同一文書 | □可  □否 | |
| ④相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者等が指定障害者支援施設等若しくは指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設への紹介その他の便宜の提供を行なっているか。 | 行っている  行っていない  該当なし | 業務日誌  施設等への入所又は入院を希望した場合に紹介した書類及びその際のサービス提供記録 | □可  □否 | |
| ⑤相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等又は指定障害児入所施設等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行なっているか。 | 行っている  行っていない  該当なし | 業務日誌  施設等から退所又は退院を希望した場合に情報提供した書類及びその際のサービス提供記録 | □可  □否 | |
| ⑥　相談支援専門員は、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、障がい児等の選択及びインクルージョンの観点等を踏まえつつ、福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。 | 行っている  行っていない  該当なし | 業務日誌  サービス提供記録 | □可  □否 | |

（１２）テレビ電話装置等の活用　（省令第29号　第15条の2）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して障がい児に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行うことができる。 | 行っている  行っていない  該当なし | 適宜必要と認める資料 | □可  □否 |
| ①アセスメント又はモニタリングに係る障がい児が告示第233号に定める地域に居住し、かつ、指定障害児相談支援事業所と当該障がい児の居宅等との間に一定の距離があるか。 | ある  ない  該当なし | 適宜必要と認める資料 | □可  □否 |
| ②面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該障がい児の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったか。 | 行った  行っていない  該当なし | 適宜必要と認める資料 | □可  □否 |

（１３）利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付　（総合支援法第51条の24、省令第28号　第16条）

障がい児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付　（児福法第24条の31、省令第29号　第16条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 指定特定相談支援事業者は、利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。 | 交付している  交付していな  　い  該当なし | 業務日誌 | □可  □否 |

（１４）計画相談支援対象障がい者等に関する市町村への通知　（総合支援法第51条の24、省令第28号　第17条）

障害児相談支援対象保護者に関する市町村への通知　（児福法第24条の31、省令第29号　第17条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援を受けている計画相談支援対象の利用者等が、偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。 | 通知している  通知していな  　い  該当なし | 通知書の写し等  業務日誌 | □可  □否 |

（１５）管理者の責務　（総合支援法第51条の24、児福法第24条の31、省令第28号・省令第29号　第18条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員その他の従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 | 行っている  行っていない | 組織体制図  適宜必要と認める資料 | □可  □否 |
| ②指定特定相談支援事業所の管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他従業者に第1から第3の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | 行っている  行っていない | 組織体制図  適宜必要と認める資料 | □可  □否 |

（１６）運営規程　（総合支援法第51条の24、児福法第24条の31、省令第28号・省令第29号　第19条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 | 全て定めてい  　る  定めていない事項がある | 運営規程 | □可  □否 |
| 1.事業の目的及び運営の方針 | 有　無 |
| 2.従業者の職種、員数及び職務の内容 | 有　無 |
| 3.営業日及び営業時間 | 有　無 |
| 4.指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象の利用者等から受領する費用及びその額 | 有　無 |
| 5. 通常の事業の実施地域 | 有　無 |
| 6.事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた  場合には当該障がいの種類 | 有　無 |
| 7. 虐待の防止のための措置に関する事項 | 有　無 |
| 8. その他運営に関する重要事項 | 有　無 |

（１７）勤務体制の確保等　（総合支援法第51条の24、児福法第24条の31、省令第28号・省令第29号　第20条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、利用者等に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう、指定特定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 | 定めている  定めていない | 組織体制図  従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 | □可  □否 |
| ②指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に指定計画相談支援の業務を担当させているか。  ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りではありません。 | 担当させてい  　る  担当させていない | 組織体制図  勤務形態一覧表雇用形態が分かる書類  サービス等利用計画 | □可  □否 |
| ③指定特定相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。  相談支援専門員に現任者研修を受けさせているか。 | 適切に行っている  適切に行っていない | 研修計画  研修実施記録 | □可  □否 |

（１８）業務継続計画の策定等　（総合支援法第51条の24、省令第28号・省令第29号　第20条の2）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 講じている  講じていない | 業務継続計画 | □可  □否 |
| ②指定特定相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | 実施している  実施していない | 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 | □可  □否 |
| ③指定特定相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 行っている  行っていない | 業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類 | □可  □否 |

（１９）設備及び備品等　（総合支援法第51条の24、省令第28号・省令第29号　第21条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有しているか。また、指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 | 適切である  適切でない | 平面図  設備・備品台帳  設置状況 | □可  □否 |

（２０）衛生管理等　（総合支援法第51条の24、省令第28号・省令第29号　第22条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 | 行っている  行っていない | 健康診断の受診・感染症対策の状況が分かる資料 | □可  □否 |
| ②指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 | 努めている  努めていない | 平面図  衛生用品の設置状況 | □可  □否 |
| ③指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。  １．当該指定特定相談支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。  ２．当該指定特定相談支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  ３．当該指定特定相談支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。 | 講じている  講じていない | 委員会議事録  感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  研修及び訓練を実施したことが分かる書類 | □可  □否 |

（２１）掲示等　（総合支援法第51条の24、省令第28号・省令第29号　第23条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所の見やすい場所に、以下の重要事項を掲示しているか。 | 掲示している  掲示していな  　い | 掲示状況 | □可  □否 |
| 1.運営規程の概要 | 有　無 |
| 2.基本相談支援及び計画相談支援の実施状況若しくは障害児相談支援の実施状況 | 有　無 |
| 3.相談支援専門員の有する資格 | 有　無 |
| 4.相談支援専門員の経験年数 | 有　無 |
| 5.相談支援専門員の勤務の体制 | 有　無 |
| 6.その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 | 有　無 |
| 指定特定相談支援事業者は、①重要事項を記載した書面を当該指定特定相談支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。 | 講じている  講じていない | 掲示状況 | □可  □否 |
| ②指定特定相談支援事業者は、①に規定する重要事項の公表に努めているか。 | 努めている  努めていない | 公表状況が分かる物（ホームページ等） | □可  □否 |

（２２）秘密保持等　（総合支援法第51条の24、省令第28号・省令第29号　第24条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 漏らしていない  漏らしている | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書 | □可  □否 |
| ②指定特定相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。  ※退職後も秘密の保持が必要である。 | 講じている  講じていない | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書  就業規則等 | □可  □否 |
| ③指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | 得ている  得ていない | 利用者等の個人情報利用に関する同意書 | □可  □否 |

（２３）広告　（総合支援法第51条の24、省令第28号・省令第29号　第25条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 指定特定相談支援事業者は、当該指定特定相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。 | していない  している | 当該事業者の広告物（チラシ、ホームページの写し等） | □可  □否 |

（２４）障害福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止　（総合支援法第51条の24、省令第28号　第26条）

　　　　指定障害児通所支援事業者等からの利益収受等の禁止　（総合支援法第51条の24、省令第29号　第26条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者及び指定特定相談支援事業所の管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に対して、特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。 | 行っていない  行っている | サービス等利用計画  業務日誌 | □可  □否 |
| ②指定特定相談支援事業所の相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。 | 行っていない  行っている | サービス等利用計画  業務日誌 | □可  □否 |
| ③指定特定相談支援事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 収受していな  　い  収受している | サービス等利用計画  業務日誌 | □可  □否 |

（２５）苦情解決　（総合支援法第51条の24、省令第28号・省令第29号　第27条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。（第1項） | 講じている  講じていない | 苦情受付簿  重要事項説明書  契約書  事業所の掲示物 | □可  □否 |
| ②指定特定相談支援事業者は、①の苦情を受け付けた場合には、その内容等を記録しているか。  （第2項） | 記録している  記録していな  　い  該当なし | 苦情者への対応記録  苦情対応マニュアル | □可  □否 |
| ③**指定特定相談支援事業者**は、その提供した指定計画相談支援に関し、総合支援法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じているか。  利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力しているか。  市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。（第3項）  **指定障害児相談支援事業者**は、その提供した指定障害児相談支援に関し、児福法第24条の34第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じているか。  利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力しているか。  市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。（第3項） | 適切に対応している  適切に対応していない  該当なし | 市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 | □可  □否 |
| ④**指定特定相談支援事業者**は、その提供した指定計画相談支援に関し、総合支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じているか。  利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力しているか。  都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。（第4項）  **指定障害児相談支援事業者**は、その提供した指定障害児相談支援に関し、児福法第57条の3の2第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じているか。  利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力しているか。  市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。（第4項） | 適切に対応している  適切に対応していない  該当なし | 都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 | □可  □否 |
| ⑤**指定特定相談支援事業者**は、その提供した指定計画相談支援に関し、総合支援法第51条の27第2項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じているか。  利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力しているか。  市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。（第5項）  **指定障害児相談支援事業者**は、その提供した指定障害児相談支援に関し、児福法第57条の3の3第4項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じているか。  利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力しているか。  都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。（第5項） | 適切に対応している  適切に対応していない  該当なし | 市町村長からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 | □可  □否 |
| ⑥指定特定相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、③～⑤の改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。（第6項） | 報告している  報告していな  　い  該当なし | 都道府県等への報告書 | □可  □否 |
| ⑦指定特定相談支援事業者は、社福法第83条に規定する運営適正化委員会が社福法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。（第7項） | 協力している  協力していな  　い  該当なし | 運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料 | □可  □否 |

（２６）事故発生時の対応　（総合支援法第51条の24、省令第28号・省令第29号　第28条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 講じている  講じていない  該当なし | 事故対応マニュアル  都道府県、市町村、家族等への報告記録 | □可  □否 |
| ②指定特定相談支援事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 | 記録している  記録していな  　い  該当なし | 事故の対応記録  ヒヤリハットの記録 | □可  □否 |
| ③指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | 行っている  行っていない  該当なし | 再発防止の検討記録  賠償責任保険書類等 | □可  □否 |

（２７）虐待の防止　（総合支援法第51条の24、省令第28号・省令第29号　　第28条の2）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 指定特定相談支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 |  |  |  |
| ①　当該指定特定相談支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 | 図っている  図っていない | 委員会議事録  研修を実施したことが分かる書類  担当者を配置していることが分かる書類 | □可  □否 |
| ②　当該指定特定相談支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。 | 実施している  実施していな  　い | □可  □否 |
| ③①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 | 置いている  置いていない | □可  □否 |

（２８）会計の区分　（総合支援法第51条の24、省令第28号・省令第29号　第29条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | 区分している  区分していない | 収支予算書・決算書等の会計書類 | □可  □否 |

（２９）記録の整備　（総合支援法第51条の24、省令第28号・省令第29号　第30条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 整備している  整備していな  　い | 職員名簿  設備・備品台帳  帳簿等の会計書類 | □可  □否 |
| ②指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する次の記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から５年間保存しているか。 | 保存している  保存していない | 運営規定  記録の保管状況  相談支援台帳  業務日誌 | □可  □否 |
| 1.福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録 | 有  無  該当なし |
| 2.個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳  ア　サービス等利用計画案及びサービス等利用計画  イ　アセスメントの記録  ウ　サービス担当者会議等の記録  エ　モニタリングの結果の記録 | 有  無  該当なし |
| 3.利用者等が不正な行為によって、計画相談支援給付費を受けたとき、又は受けようとしたときの市町村への通知に係る記録（省令第28号・省令第29号第17条） | 有  無  該当なし | 通知書（写し） | □可  □否 |
| 4.苦情の内容等の記録（省令第28号・省令第29号第27条第2項） | 有  無  該当なし | 苦情に関する記録 | □可  □否 |
| 5.事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（省令第28号・省令第29号第28条第2項） | 有  無  該当なし | 事故に関する記録 | □可  □否 |
| ③書類に記載された法律名・固有名詞等は、現行のものとなっているか。 | なっている  なっていない | 運営規程  重要事項説明書  計画相談支援利用契約書等 | □可  □否 |

（３０）電磁的記録等　（総合支援法第51条の24、省令第28号・省令第29号　第31条）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は５の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び②に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。 | できている  できていない | 電磁的記録簿冊 | □可  □否 |
| ②指定特定相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。 | できている  できていない | 適宜必要と認める資料 | □可  □否 |

第４　変更の届出等　（総合支援法第51条の25第3項、規則第19号第34条の60、児福法第24条の32第1項、規則第11号第25条の26の7）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る指定特定相談支援事業所の名称及び所在地その他規則第19号第34条の60で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定計画相談支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ているか。 | 届けている  届けていない | 適宜必要と認める資料 | □可  □否 |
| ②指定特定相談支援事業者は、当該指定計画相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市町村長に届け出ているか。 | 届けている  届けていない | 適宜必要と認める資料 | □可  □否 |

第５　計画相談支援給付費の算定及び取扱い

（１）基本事項　（総合支援法第51条の17第2項、告示第539号、告示第125号別表の1、児福法第24条の26第2項、告示第126号第1号）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 【計画相談支援】  ①指定計画相談支援に要する費用の額は、告示第125号の別表「計画相談支援給付費単位数表」により算定する単位数に告示第539号に定める一単位の単価を乗じて算定しているか。  ただし、その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域計画支援に要した費用の額となっているか。  【障害児相談支援】  ①指定障害児相談支援に要する費用の額は、告示第126号の別表「障害児相談支援給付費単位数表」により算定する単位数に省告示第128号に定める一単位の単価を乗じて算定しているか。 | 算定している  算定していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |
| ②指定計画相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 | 算定している  算定していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可□否 |

（２）計画相談支援費　（総合支援法第51条の17第2項、告示第125号別表の1、告示第180号、児福法第24条の26第2項、告示第126号第1号、告示第181号）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 【計画相談支援】  ①サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象の利用者等に対して指定サービス利用支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。  ①　機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）から機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）までについては、告示第180号「厚生労働大臣が定める基準」に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所における計画相談支援対象障害者等の数を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。当該指定特定相談支援事業所の相談支援員 については1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（取扱件数）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。  ただし、機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）から機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）までのいずれかの機能強化型サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）から機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）までのその他の機能強化型サービス利用支援費は算定しない。  ②　サービス利用支援費（Ⅰ）については、指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。  ③　サービス利用支援費（Ⅱ）については、指定特定相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。  【障害児相談支援】  障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、１月につき所定単位数を算定しているか。  ①　機能強化型サービス利用援助費（Ⅰ）から機能強化型サービス利用援助費（Ⅳ）までについては、告示第181号に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所における障害児相談支援対象保護者の数（前６月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数（前６月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。当該指定障害児相談支援事業所の相談支援員 については１人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（取扱件数）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。  ただし、機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）までのいずれかの機能強化型障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型サービス利用援助費（Ⅰ）から機能強化型サービス利用援助費（Ⅳ）までのその他の機能強化型サービス利用援助費は算定しない。  ②　障害児支援利用援助費（Ⅰ）については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。  ③　障害児支援利用援助費（Ⅱ）については、指定障害児相談支援事業所における　取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じて得た数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 | 算定している  算定していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |
| 【計画相談支援】  ②継続サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象の利用者等に対して指定継続サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、１月につき所定単位数を算定しているか。  ①　機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）から機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）までについては、告示第180号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」の一に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。  ただし、機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）から機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）までのいずれかの機能強化型継続サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）から機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）までのその他の機能強化型継続サービス利用支援費は算定しない。  ②　継続サービス利用支援費(Ⅰ)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。  ③　継続サービス利用支援費(Ⅱ)については、指定特定相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。  【障害児相談支援】  継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、１月につき所定単位数を算定しているか。  ①　機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）までについては、告示第181号「こども家庭庁長官が定める基準」の一に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。  ただし、機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）までのいずれかの機能強化型継続サービス利用援助費を算定している場合においては、機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）から機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）までのその他の機能強化型継続障害児支援利用援助費は算定しない。  ②　継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。  ③　継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 | 算定している  算定していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |
| （３）その他　（総合支援法第51条の17第2項、告示第125号別表の1、告示第176号、告示第180号、児福法第24条の26第2項、告示第126号第1号、告示第181号） | | | |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 【計画相談支援】【障害児相談支援】  ①指定特定相談支援事業者が、第3の11の(2)の⑥（第３の11の(3)の③において準用する場合を含む）、⑨、⑩若しくは⑪から⑬まで（第３の11の(3)の③において準用する場合を含む）又は第３の11の(3)の②に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。  指定障害児相談支援事業者が、省令第29号（指定基準）第15条第2項第6号（同条第3項第3号において準用する場合を含む。）、第8号、第9号若しくは第10号から第12号まで（同条第3条第3項において準用する場合を含む。）又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、所定単位数を算定していないか。 | 算定している  算定していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等  ※注3 | □可  □否 |
| ②【計画相談支援】  指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。 | 算定している  算定していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |
| ③同一の月に指定継続障害児支援利用援助と指定障害児支援利用援助を行う場合  【計画相談支援】【障害児相談支援】  指定特定相談支援事業者が、同一の月において、同一の計画相談支援対象障がい者等に対して指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費に係る所定単位数を算定していないか。 | 算定している  算定していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |
| ④【計画相談支援】  相談支援専門員が、計画相談支援対象障がい者等であって、介保法第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算しているか。  ア　機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)  イ　機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)  ウ　機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)  エ　機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)  オ　サービス利用支援費(Ⅰ)  カ　機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)  キ　機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)  ク　機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)  ケ　機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)  コ　継続サービス利用支援費(Ⅰ) | 減算している  減算していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |
| ⑤【計画相談支援】  相談支援専門員が、計画相談支援対象障がい者等であって、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅱ)として、次に掲げる区分に応じ、１月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算しているか。  ア　機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)  イ　機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)  ウ　機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)  エ　機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)  オ　サービス利用支援費(Ⅰ)  カ　サービス利用支援費(Ⅱ)  キ　機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)  ク　機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)  ケ　機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅲ)  コ　機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)  サ　継続サービス利用支援費(Ⅰ)  シ　継続サービス利用支援費(Ⅱ) | 減算している  減算していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |
| ⑥【計画相談支援】  相談支援専門員が、計画相談支援対象障がい者等であって、かつ、介保法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費(継続サービス利用支援費（Ⅱ）を除く。)を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき20単位を所定単位数から減算しているか。 | 減算している  減算していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |
| ⑦情報公表未報告減算  【計画相談支援】【障害児相談支援】  総合支援法第76条の３第１項又は児福法第33条の18第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の 100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | 減算している  減算していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |
| ⑧業務継続計画未策定減算  【計画相談支援】【障害児相談支援】  省令第28号第20条の２又は省令第29号第20条の２に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | 減算している  減算していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |
| ⑨虐待防止措置未実施減算  【計画相談支援】【障害児相談支援】  省令第28号第28条の２又は省令第29号第28条の２に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | 加算している  加算していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |
| ⑩特別地域加算  【計画相談支援】【障害児相談支援】  告示第176号又は告示第233号に定める地域に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合（①及び②又は①に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 | 加算している  加算していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |
| ⑪地域生活支援拠点等機能強化加算  【計画相談支援】  別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所において、機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)若しくは機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)又は機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)若しくは機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)を算定する場合に 、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算しているか。  【障害児相談支援】  別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業者において、機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)若しくは機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)又は機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)若しくは機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算しているか。  ただし、拠点コーディネーター１人につき、当該指定障害児相談支援事業者並びに当該指定障害児相談支援事業者と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の事業所の単位において、１月につき100回を限度としているか。 | 加算している  加算していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |

（４）利用者負担上限額管理加算（告示第125号別表の2、告示第181号・告示第126号別表の2）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 指定特定相談支援事業者が、告示第28号第13条又は告示第29号13条に規定する利用者負担額合計額の管理をおこなった場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 | 加算している  加算していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |

（５）初回加算　（告示第180号・告示第125号別表の3、告示第181号・告示第126号別表の3）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 【計画相談支援】【障害児相談支援】  ①指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画を作成する計画相談支援対象障がい者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他告示第180号の二又は告示第181号の一に定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。 | 加算している  加算していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |
| 【計画相談支援】  ②初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案を計画相談支援対象障がい者等に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該計画相談支援対象障がい者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器（以下テレビ電話装置等）という。）を活用して、当該計画相談支援対象障がい者等及びその家族に面接した場合（月に１回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限る。）は、所定単位数に、300単位に当該面接した月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算しているか。  【障害児相談支援】  ②指定障害児相談支援事業者が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。  ※①指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他告示第181号の一に適合する場合は、１月につき所定単位数を加算しているか。  ※②初回加算を算定する指定障害児相談支援事業者において、指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を障がい児及びその家族に交付した日までの期間が３月を越える場合であって、当該障害児相談支援の利用に係る契約をした日から３月を経過する日以後に、月に２回以上、当該障がい児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障がい児及びその家族に面接した場合（月に１回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限る。）は、所定単位数に、500単位に当該面接した月の数（３を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算しているか。 | 加算している  加算していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |

（６）主任相談支援専門員加算　（告示第180号・告示第125号別表の4、告示第181号・告示第126号別表の4）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| ①専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が平成30年厚生労働省告示第115号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」又は平成30年厚生労働省告示第116号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」であるものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、該当する区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。  ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。  (1)　主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)  (2)　主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)  ②主任相談支援専門員は、指定自立生活援助（指定障害福祉サービス等基準第206条の13に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。）、指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第１条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）、指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第１条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。以下同じ。）及び指定障害児相談支援その他のこれに類する職務に従事することができる。 | 算定している  算定していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |

（７）入院時情報連携加算　（告示第180号・告示第125号別表の5、告示第181号・告示第126号別表の5）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 【計画相談支援】【障害児相談支援】  計画相談支援対象障がい者等又は障害児通所支援を利用する障がい児が病院又は診療所（病院等）に入院するに当たり、告示第180号の三又は告示第181号第五号に定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障がい者等又は当該障がい児の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障がい者等又は当該障がい児に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、当該計画相談支援対象障がい者等又は当該障がい児１人につき１月に１回を限度としてそれぞれ所定の単位数を加算しているか。  ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。  イ　入院時情報連携加算（Ⅰ）  ロ　入院時情報連携加算（Ⅱ） | 算定している  算定していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |

（８）退院・退所加算　（告示第180号・告示第125号別表の6、告示第181号・告示第126号別表の6）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 【計画相談支援】【障害児相談支援】  障害者支援施設、のぞみの園、児福法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)、生活保護法(昭和25年法第144号)第38条第2項に規定する救護施設若しくは同条第3項に規定する更生施設に入所していた計画相談支援対象障がい者等、児福法第７条第１項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）若しくは障害者支援施設に入所していた障がい児、病院等に入院していた計画相談支援対象障がい者等又は障がい児、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法第50号)第3条に規定する刑事施設、少年院法(平成26年法第58号)第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法(平成7年法第86号)第2条第7項に規定する更生保護施設に収容されていた計画相談支援対象障がい者等又は障がい児、又は法務省設置法(平成11年法第93号)第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法(平成19年法第88号)第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設(更生保護施設を除く。)に宿泊していた計画相談支援対象障がい者等又は障がい児が退院、退所等をし、障害福祉サービス、地域相談支援（障害福祉サービス等）又は障害児通所支援を利用する場合において、当該計画相談支援対象障がい者等又は当該障がい児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障がい者等又は当該障がい児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行った場合(同一の計画相談支援対象障がい者等について、当該障害福祉サービス等の利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算しているか。(4の初回加算を算定する場合を除く。) | 加算している  加算していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |

（９）居宅介護支援事業所等連携加算　（告示第180号・告示第125号別表の7）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 【計画相談支援】  指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障がい者等が障害福祉サービス等を利用している期間において、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ①から⑥までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（①から⑥までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。）を合算した単位数を加算しているか。  また、計画相談支援対象障がい者等が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の①から⑥までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ①から⑥までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算しているか。  ①　計画相談支援対象障がい者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（指定居宅介護支援等）の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所（「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談支援対象障がい者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。）に対して、当該計画相談支援対象障がい者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障がい者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に協力する場合  ②　計画相談支援対象障がい者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障がい者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障がい者等及びその家族に面接する場合（月に１回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、サービス利用支援費（以下「サービス利用支援費等」という。）を算定する月を除く。）  ③　計画相談支援対象障がい者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、当該計画相談支援対象障がい者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合（サービス利用支援費等を算定する月を除く。）  ④　計画相談支援対象障がい者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項に規定する障害者就業･生活センター又は当該通常の事業所の事業主等（障害者就業･生活センター等）による支援を受けるに当たり、当該障害者就業･生活センター等に対して、当該計画相談支援対象障がい者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障がい者等に係る必要な情報を提供し、当該障害者就業･生活センター等における当該計画相談支援対象障がい者等の支援内容の検討に協力する場合  ⑤　計画相談支援対象障がい者等が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該計画相談支援対象障がい者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障がい者等及びその家族に面接する場合（月に１回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、サービス利用支援費等を算定する月を除く。）  ⑥　計画相談支援対象障がい者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業･生活センター等による支援を受けるに当たり、当該計画相談支援対象障がい者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該障害者就業･生活センター等が開催する会議に参加する場合（サービス利用支援費等を算定する月を除く。） | 加算している  加算していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |

（１０）保育・教育等移行支援加算　（告示第181号・告示第126号別表の7）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 【障害児相談支援】  指定障害児相談支援事業者が、障がい児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用している期間において、次の①から③までのいずれかに該当する場合に１月につきそれぞれ①から③までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（①から③までに掲げる場合のそれぞれについて２回を限度とする。）を合算した単位数を加算しているか。また、障がい児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して６月以内において、次の①から③までのいずれかに該当する場合に、１月につきそれぞれ①から③までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算しているか。  ①　障がい児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設（以下「保育所等」という。）に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等（以下「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障がい児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は就業・生活支援センター等における当該障がい児の支援内容の検討に協力する場合  ②　障がい児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該障がい児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障がい児及びその家族に面会する場合（月に１回以上の居宅の訪問による面接を行う場合に限り、障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費（以下「障害児支援利用援助費等」という。）を算定する月を除く。）  ③　障がい児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該障がい児の心身の状況も確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（障害児支援利用援助費等を算定する月を除く。） | 加算している  加算していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |

（１１）医療・保育・教育機関等連携加算　（告示第180号・告示第125号別表の8、告示第181号・告示第126号別表の8）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 指定特定相談支援事業者が、次の①から③までに該当する場合に、１月にそれぞれ①から③までに掲げる単位数を加算しているか。  ①　第1の(3)に規定する福祉サービス等(障害福祉サービス及び地域相談支援を除く。)を提供する機関（以下「福祉サービス等提供機関」という。）（障害児通所支援及び障害福祉サービス（障害者総合支援法第５条第１項に規定する障害福祉サービスをいう。）を行う者を除く。の職員等と面談又は会議を行い、計画相談支援対象障がい者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合（計画相談支援対象障がい者等1人につき１月に１回を限度とし、4の初回加算を算定する場合及び7の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。) 次の(1)又は(2)に掲げる場合に応じ、それぞれ(1)又 は(2)に掲げる単位数  (1)指定サービス利用支援を行った場合  (2)指定継続サービス利用支援を行った場合  ②　計画相談支援対象障がい者等又は障害児相談支援対象保護者に係る障がい児が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障がい者等又は障がい児の心身の状況、生活環境等の当該計画相談支援対象障がい者等又は当該障がい児に係る必要な情報を提供した場合（１月に３回を限度とし、同一の病院等については１月に１回を限度とする。）（サービス利用支援費等を算定する場合に限る。）  ③　福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障がい者等又は障害児相談支援対象保護者に係る障がい児に関する必要な情報を提供した場合（サービス利用支援費等を算定する場合に限る。） ③については、次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービス提供機関ごとに、それぞれ計画相談支援対象障がい者等又は障害児相談支援対象保護者に係る障がい児１人につき１月に１回を限度とする。  (1)病院等及び障害者日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第57条第３項に規定する訪問看護ステーション等（以下「訪問看護ステーション等」という。）  (2)福祉サービス等提供機関（病院等及び訪問看護ステーション等を除く。） | 加算している  加算していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |

（１２）集中支援加算　（告示第180号・告示第125号別表の9、告示第181号・告示第126号別表の9）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 指定特定相談支援事業者が、次の①から⑤までに該当する場合に、1月にそれぞれ①から⑤までに掲げる単位数を加算しているか。ただし、①から③までについては、計画相談支援対象障がい者等又は障害児相談支援対象保護者に係る障がい児1人につき１月に１回を限度とする。  ①　障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障がい者等又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該計画相談支援対象障がい者等の居宅等を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該計画相談支援対象障がい者等及びその家族に面接する場合（月に１回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、サービス利用支援費等を算定する月を除く。）  ②　サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障がい者等又は障がい児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合（サービス利用支援費等を算定する月を除く。）  ③　福祉サービス等提供機関の求めに応じ、当該福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障がい者等又は障がい児の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（サービス利用支援費等、入院時情報連携加算の入院時情報連携加算(Ⅰ)又は退院・退所加算を算定する月を除く。）  ④　計画相談支援対象障がい者等又は障害児相談支援対象保護者に係る障がい児が病院等に通院するに当たり、当該病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象等又は当該障がい児の心身の状況、生活環境等の計画相談支援対象障がい者等又は当該障がい児に係る必要な情報を提供した場合（1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。）（サービス利用支援費等を算定する月を除く。）  ⑤　福祉サービス等期間からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して計画相談支援対象障がい者等又は障害児相談支援対象保護者に係る障がい児に関する必要な情報の提供を行った場合（サービス利用支援費を算定する月を除く。）  　　次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとにそれぞれ計画相談支援対象障がい者等又は障害児相談支援対象保護者に係る障がい児1人につき一月1回を限度とする。  (1)病院等及び訪問看護ステーション等  (2)福祉サービス等提供機関（病院等訪問看護ステーション等を除く。） | 加算している  加算していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |

（１３）サービス担当者会議実施加算　（告示第180号・告示第125号別表の10、告示第181号・告示第126号別表の10）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 指定継続サービス利用支援を行うに当たり、第3の11の(2)の⑪に規定するサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握したサービス等利用計画の実施状況(計画相談支援対象障がい者等についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、計画相談支援対象障がい者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。  ただし、医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合であって、福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、計画相談支援対象障がい者等又は障害児相談支援対象保護者に係る障がい児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けているときは算定していないか。 | 加算している  加算していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |

（１４）サービス提供時モニタリング加算　（告示第180号・告示第125号別表の11、告示第181号・告示第126号別表の11）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障がい者等が利用する障害福祉サービス等の提供現場を訪問し（障害福祉サービス等の提供現場が特別地域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあっては当該障害福祉サービス等の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して）、障害福祉サービス等の提供状況等を確認し、及び当該提供状況等を記録した場合に、計画相談支援対象障がい者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。  ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障がい者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。この場合において、当該指定特定相談支援事業所の相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定しているか。 | 加算している  加算していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |

（１５）行動障害支援体制加算　（告示第180号・告示第125号別表の12、告示第181号・告示第126号別表の12）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 告示第180号の六又は告示第181号第七号に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。  ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  (1)行動障害支援体制加算(Ⅰ)  (2)行動障害支援体制加算(Ⅱ) | 加算している  加算していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |

（１６）要医療児者支援体制加算　（告示第180号・告示第125号別表の13、告示第181号・告示第126号別表の13）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 告示第180号の七又は告示第181号第七号に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。  ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  (1)医療児者支援体制加算(Ⅰ)  (2)要医療児者支援体制加算(Ⅱ) | 加算している  加算していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |

（１７）精神障害者支援体制加算　（告示第180号・告示第125号別表の14、告示第181号・告示第126号別表の14）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 告示第180号の八又は告示第181号第八号に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。  ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  (1)精神障害者支援体制加算(Ⅰ)  (2)精神障害者支援体制加算(Ⅱ) | 加算している  加算していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |

（１８）高次能機能障害者支援体制加算　（告示第180号・告示第125号別表の14、告示第181号・告示第126号別表の14）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 告示第180号の九又は告示第181号第九号に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。  ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  (1)高次能機能障害者支援体制加算(Ⅰ)  (2)高次能機能障害者支援体制加算(Ⅱ) | 加算している  加算していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |

（１９）ピアサポート体制加算　（告示第180号・告示第125号別表の15、告示第181号・告示第126号別表の15）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 告示第180号の十又は告示第181号第十号に適合するものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所において、指定計画相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 | 加算している  加算していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |

（２０）地域生活支援拠点等相談強化加算　（告示第180号・告示第125号別表の16、告示第181号・告示第126号別表の16）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 告示第180号の八又は告示第181号第十一号に定める基準に適合するものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者(要支援者又は要支援児)が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援者又は当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整(現に当該要支援者又は当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。)を行った場合には、当該要支援者又は当該要支援児1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。  (当該指定特定相談支援事業者が指定自立生活援助事業者又は指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定自立生活援助又は指定地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該自立生活援助事業者が平成18年厚生労働省告示第523号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の算定に関する基準」の別表介護給付費等単位数表第14の３の６の緊急時支援加算を算定する場合又は当該指定地域定着支援事業者が平成24年厚生労働省告示第124号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表の第2の1の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。) | 加算している  加算していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |

（２１）地域体制強化共同支援加算　（告示第180号・告示第125号別表の17、告示第181号・告示第126号別表の17）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 告示第180号の八又は告示第181号第十二号に定める基準に適合するものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、計画相談支援対象障がい者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障がい者等に対して、当該計画相談支援対象障がい者等に第1の(3)に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会(総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。)に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障がい者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障がい者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 加算している  加算していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |

（２２）遠隔地訪問加算　（告示第180号・告示第125号別表の18、告示第181号・告示第126号別表の18）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 計画相談支援対象障がい者等の居宅等、病院等、障害者支援施設等、児福法第７条第１項に規定する児童福祉施設、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関（特別地域に所在し、かつ指定特定相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。）を訪問して、（５）の初回加算（（２）に該当する場合に限る）、（７）の入院時情報連携加算（（Ⅰ）を算定する場合に限る。）、（８）の退院・退所加算、（９）の居宅介護支援事業所等連携加算（②、⑤に限る。）、（１０）の保育・教育等移行支援加算（②に該当する場合に限る。）、（１１）の医療・保育・教育機関等連携加算（①、②に限る）又は、（１２）の集中支援加算（①、④に限る。）を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算しているか。  ただし、（５）の初回加算については、（５）の②に規定する面接を実施した月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算しているか。 | 加算している  加算していな  　い  該当なし | 請求状況  体制等状況一覧表  当該加算の届出書等 | □可  □否 |

第６　業務管理体制の整備に関する届出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 自主点検欄 | 確認書類等 | [市記入欄](#目次) |
| 「業務管理体制の整備等の施行について（平成24年3月30日障企発0330第5号・障障発0330第12号）第2.1（3）業務管理体制の整備に係る届出」に基づき、対象となる障害福祉サービス事業者等の区分に応じて、橋本市長、和歌山県知事又は厚生労働大臣あてに届け出ているか。 | 届け出ている  届け出ていな  　い | 届出書の写し | □可  □否 |